

入間市下水道用マンホール蓋のデザイン使用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、入間市下水道用マンホール蓋のデザイン（以下「デザイン」という。）の使用の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(デザイン)

第2条 この要領の対象となるデザインは、別に定める。

2 デザインは、前項の規定により定められた色、形等に従い使用しなければならない。

(使用)

第3条 デザインは、何人も使用することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、デザインを使用することができない。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められる場合
- (2) 入間市の信用若しくは品位を害し、又は害するおそれがあると認められる場合
- (3) 第三者の利益を害し、又は害するおそれがあると認められる場合
- (4) 特定の個人、団体、法人若しくは商品等を支援し、若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合（入間市のPR、入間市の下水道の理解を深めるもの、入間市の産業振興等の実現に特に効果があると市長が認める場合を除く。）
- (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する使用と認められる場合
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業若しくはその広告等に使用し、又は使用するおそれがあると認められる場合
- (7) 入間市マスコットキャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める場合

(権利設定等の禁止)

第4条 デザインを使用する者（入間市を除く。以下「使用者」という。）は、デザインについて、商標法（昭和34年法律第127号）の規定による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）の規定による意匠登録その他著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。

(使用違反等に対する措置)

第5条 市長は、使用者が第2条第2項、第3条第2項又は前条の規定に違反したと認められるときは、その使用の差止めの請求その他の必要な措置を講じるものとする。この場合において、当該使用者は、直ちにその請求等に従わなければならない。

2 市は、前項の措置により使用者に損害が生じても、その責めを負わない。

(営利目的使用の承認)

第6条 使用者のうち、営利を目的（第3条第2項第4号の規定による支援又は推薦を行う場合であって、入間市のPR、入間市の下水道の理解を深めるもの、入間市の産業振興等の実現を目的とするものを含む。第9条第3項第2号において同じ。）としてデザインを使用しようとするものは、あらかじめ入間市下水道用マンホール蓋デザイン営利目的使用承認申請書（様式第1号）に使用の内容が確認できる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、審査し、その可否を決定し、入間市下水道用マンホール蓋デザイン営利目的使用（変更）承認・不承認通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 前項の規定による使用承認によりデザインを使用することができる期間は、1年以内とする。

4 第2項の規定による使用承認を受けた者（以下「営利目的使用者」という。）は、当該使用承認に係る使用期間の満了後において、デザインを使用しようとするときは、あらかじめ、第1項の承認を受けなければならない。

5 市長は、第2項の規定による使用承認に際し、必要な条件を付することができる。

(営利目的外の使用)

第7条 使用者のうち、営利を目的としないでデザインを使用しようとする者は、あらかじめ入間市下水道用マンホール蓋デザイン使用届（様式第3号）に必要な書類を添付して、市長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

(1) 市が業務のために使用するとき。

(2) 学校教育法第1条に規定されている学校及び保育所が業務のために使用するとき。

(3) 報道機関が市の事業等に関する報道の目的で使用するとき。

(4) 個人若しくは家庭内又はこれに準ずる限られた範囲内において使用し、かつ第三者へ広く公開しないとき。

(5) その他、市長がその使用について適当と認めるとき。

2 市長は、前項の届出について、営利を目的とする使用と認めた場合は前条に定める申請を求めものとする。

- 3 デザインを使用することができる期間は、1年以内とする。
- 4 第1項ただし書の規定にかかわらず、市長は必要に応じてデザインの使用実態について必要な報告を求めることができる。
- 5 届け出た内容を更新・変更する場合は、その都度入間市下水道用マンホール蓋デザイン使用届（様式第3号）を提出しなければならない。

（営利目的使用の内容変更）

第8条 営利目的使用者は、当該使用承認に係る使用期間内において、その使用内容を変更しようとするときは、入間市下水道用マンホール蓋デザイン営利目的使用変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、審査し、その可否を決定し、入間市下水道用マンホール蓋デザイン営利目的使用（変更）承認・不承認通知書（様式2号）により、申請者に通知するものとする。

（営利目的使用の報告）

第9条 営利目的使用者は、当該使用承認に係る物品が完成したときは、その完成見本を市長に提出するものとする。ただし、完成見本の提出が困難な場合は、その写真の提出をもって代えることができる。

2 営利目的使用者は、当該使用承認に係る使用期間が満了したとき（当該使用期間が2年度に属する場合にあっては、年度末及び当該使用承認に係る使用期間が満了したとき）は、入間市下水道用マンホール蓋デザイン営利目的使用状況報告書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

（営利目的使用違反等に対する措置）

第10条 市長は、営利目的使用者が次の各号の一に該当すると認められるときは、その使用承認の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。
- (2) 使用承認を受けた用途以外の用途に使用したとき。
- (3) 第2条第2項、第3条第2項又は第4条の規定に違反したとき。
- (4) 前三号に掲げるもののほか、デザインの使用に関し使用承認の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は市長の命令に従わなかったとき。

2 市長は、営利目的使用者の使用承認の全部又は一部を取り消したときは、当該営利目的使用者に対し、入間市下水道用マンホール蓋デザイン営利目的使用承認取消通知書（様式第6号）により

通知するものとする。

3 市長は、次に掲げる場合において、必要と認めるときは、当該使用者に対し、当該使用に係る物品の回収その他の必要な措置を行うことを請求するものとする。この場合において、当該使用者は、直ちにその請求に従わなければならない。

(1) 第1項の規定により営利目的使用者の使用承認を取り消した場合

(2) 営利を目的としたデザインの使用のうち、第6条第1項の承認を受けていないものがある場合

4 市は、第1項の規定による使用承認の取消し及び前項の規定による請求により使用者に損害が生じても、その責めを負わない。

(責任の制限)

第11条 前条の規定によりデザインの使用許可を取り消した場合において使用者に損害が生じても、市は一切の責任を負わない。

2 使用者は、デザインの使用について使用者と第三者との間に争訟、苦情等が生じたときは、速やかに市長に通知し、使用者の責任と負担において、その紛争の処理及び解決を図るものとする。

(使用料)

第12条 デザインの使用料は、無料とする。

(雑則)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和4年11月1日より施行する。

別図 (第2条関係)

1 いるティー (カラー)	2 いるティー (モノクロ)
	
3 ひばり (カラー)	4 ひばり (モノクロ)
	

様式第1号（第6条関係）

入間市下水道用マンホール蓋デザイン営利目的使用承認申請書

年 月 日

（宛先）入間市長

申請者 住所又は所在地

氏名又は団体名

及び代表者氏名

電 話 番 号

入間市下水道用マンホール蓋デザインを使用したいので、次のとおり申請します。

新規又は継続	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 承認番号 第 号 <small>（該当する□にレ印を記入し、使用期間の延長の場合は事前に受けた承認番号を記入してください。）</small>
使用目的及び 使用方法	
使用する物品 又は使用形態	
作成又は使用個数	
使用期間 (最長1年間)	年 月 日から 年 月 日まで
連絡先	担当者氏名
	電話番号
	F A X 番号
	Eメールアドレス
添付書類	
特記事項	

様式第2号（第6、8条関係）

承認
入間市下水道用マンホール蓋デザイン営利目的使用（変更） 通知書
不承認

第 号

年 月 日

様

入間市長



年 月 日付で申請のあった、入間市下水道用マンホール蓋デザインの使
用（変更）について、次のとおり決定しましたので通知します。

1 承認します。

(1) 承認番号 第 号

(2) 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで

(3) 条件

2 承認しません。

承認しない理由

様式第3号（第7条関係）

入間市下水道用マンホール蓋デザイン使用届

年 月 日

(宛先) 入間市長

申請者 住所又は所在地

氏名又は団体名

及び代表者氏名

電 話 番 号

入間市下水道用マンホール蓋デザインを使用したいので、次のとおり申請します。

使用目的及び 使用方法	
使用する物品 又は使用形態	
作成又は使用個数	
使用期間 (最長1年間)	年 月 日から 年 月 日まで
連絡先	担当者氏名
	電話番号
	FAX番号
	Eメールアドレス
添付書類	
特記事項	

※届け出た内容を更新・変更する場合は、その都度当該書類を提出してください。

様式第4号（第8条関係）

入間市下水道用マンホール蓋デザイン営利目的使用変更承認申請書

年 月 日

（宛先）入間市長

申請者 住所又は所在地

氏名又は団体名

及び代表者氏名

電 話 番 号

承認番号 号で既に承認を受けている入間市下水道用マンホール蓋デザインの
使用の内容について、次のとおり変更したいので申請します。

変更内容

様式第5号（第9条関係）

入間市下水道用マンホール蓋デザイン営利目的使用状況報告書

年 月 日

（宛先）入間市長

承認番号 第 号

報告者 住所又は所在地

氏名又は団体名

及び代表者氏名

電話番号

担当者氏名

使用方法	商品の種類	商品名	販売期間	販売総額 単価 販売個数	販路
<input type="checkbox"/> 商品 <input type="checkbox"/> パッケージ <input type="checkbox"/> その他 ()			年 月 日 ~ 年 月 日	総額 円 単価 円 個数 個	<input type="checkbox"/> 百貨店 <input type="checkbox"/> スーパー <input type="checkbox"/> コンビニ <input type="checkbox"/> 専門店・量販店 <input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 商品 <input type="checkbox"/> パッケージ <input type="checkbox"/> その他 ()			年 月 日 ~ 年 月 日	総額 円 単価 円 個数 個	<input type="checkbox"/> 百貨店 <input type="checkbox"/> スーパー <input type="checkbox"/> コンビニ <input type="checkbox"/> 専門店・量販店 <input type="checkbox"/> その他 ()

※ 使用期間が満了したとき及び年度ごとに使用状況を報告してください。

様式第6号（第10条関係）

入間市下水道用マンホール蓋デザイン営利目的使用承認取消通知書

第 号

年 月 日

様

入間市長 印

年 月 日付け承認番号第 号で承認しました入間市下水道用マンホール蓋デザインの
使用について、次の理由により使用承認を取り消します。

承認を取り消す理由